

島行発第15号  
令和2年5月7日

島根県行政書士会会員様

島根県行政書士会  
会長 野津好正  
(公印省略)

### 緊急事態発令に伴う事務局の対応について

島根県行政書士会は、新型コロナウイルス感染防御に係る政府からの緊急事態宣言が発令されたことを受け、本来の事務局主業務である会員の新規入会や変更・退会の手続きについて、母体としている**日本行政書士会連合会事務局**も**現在閉鎖している**こと、また**事務局所在地である松江市内において感染者が多数出ている**ことから下記期間、事務局に最小限の機能を残し業務を行い、**来局対応の業務については行わない**ことといたします。

なお、斡旋物の購入申込受付・発送は、下記の日程で行います。

会員の皆様には、ご不便ご迷惑をおかけいたしますが感染拡大防止に向けて、何卒事情ご賢察の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

郵便物の受取、電話、FAX、メール等によるご連絡にも緊急を要する件以外対応できかねますので、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

#### 記

【業務縮小期間】 5月11日(月)～5月29日(金)

【斡旋物受付・発送】 下記の指定日に、電話のみ受付。レターパックで発送する。  
月曜日・水曜日・金曜日

【電話対応時間】 11:00～15:00(月～金)

※ 状況により、期間・対応等変更する場合がございます。